

令和 8 年監査公表第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した個別財務監査の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 8 年 7 月 28 日

大野城市監査委員 牟 田 尚 加

大野城市監査委員 松 田 美 由 紀

## 個別財務監査結果報告書（令和 8 年 4 月及び 5 月分）

### 1 監査基準への準拠

大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）に準拠して監査を実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

### 3 監査の概要

#### (1) 監査の実施期間

令和 8 年 6 月 16 日から令和 8 年 7 月 28 日まで

#### (2) 監査対象

令和 8 年 4 月及び 5 月に処理された歳出（精算を含む）・歳入伝票（公営企業会計は令和 7 年度予算執行に関して監査を行うため、令和 8 年 2 月及び 3 月分を対象）の中から、以下の伝票を抽出して監査を実施した。

| 監査対象課      | 監査対象事業（伝票名）                                                           |
|------------|-----------------------------------------------------------------------|
| プロモーション推進課 | 25 キャラクターグッズ作成業務（トレーナー）                                               |
| 生活支援課      | 施術費（KEiROW 大野城ステーション・5 月～9 月分）                                        |
| 納税課        | インターネット口座振替受付サービス筑紫農協追加対応システム改修業務<br>25 インターネット口座振替受付サービスシステム軽自画面変更業務 |
| 産業振興課      | 令和 7 年度仲畑農園施設管理業務                                                     |
| 生活安全課      | 25 街頭見守りカメラ設置工事                                                       |
| 教育支援課      | 大野城市道徳教育推進事業補助金                                                       |
| 料金施設課      | 上下水道事業窓口受付等業務（1 月分）                                                   |

### (3) 監査の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いて実施した。

## 4 監査の結果

| 区分 | 件数  | (参考) 取扱基準                                                                                                                                                                  |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勧告 | 0 件 | 特に措置を講ずる必要があると認める事項<br>※公表対象（地方自治法第 199 条第 11 項）。詳細を公表する。                                                                                                                  |
| 指摘 | 0 件 | 1 明らかに違法又は不当なもの<br>2 故意または重大な過失によるもの<br>3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの<br>4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの<br>5 前回の監査で指摘、意見した事項で改善の努力がなされていないもの<br>※公表対象（地方自治法第 199 条第 9 項）。詳細を公表する。 |
| 意見 | 1 件 | 1 是正又は改善を要する事項で、指摘までに至らないもの<br>2 組織及び運営の合理化に資するもの<br>※公表対象（地方自治法第 199 条第 10 項）。概要を公表する。                                                                                    |

財務に関する事務の執行は、次に掲げる事項を除き、おおむね適正に実施されているものと認められた。

### (1) 生活支援課

#### 【意見】

マッサージ施術の給付申請受付後、給付の必要性を認めるまでに 7 か月以上の期間を要しています。一部に時間を要す関連手続きがあったものの、適正に事務処理を行っていれば期間を短縮することができたと認められます。監査対象課においては、本件に係る経緯や原因を分析し、リスクの防止策を速やかに講じてください。

以上